

静岡県告示第327号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝 平太

第8を次のように改める。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1さんま」「別紙1-2まあじ」「別紙1-3まいわし」「別紙1-4するめいか」「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1-6くろまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。
別紙を次のように加える。

（別紙1-4）

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

静岡県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を静岡県するめいか漁業管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

定置漁業については免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

漁業の種類	漁獲努力量の管理内容
定置漁業	1か統あたりの操業日数は年355日以内とする。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業等(4月から7月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業(太平洋広域漁業調整委員会指示第37号第1 | 2 | に掲げる漁業をいう。)及び静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろを採捕する定置漁業以外の漁業から沿岸くろまぐろ漁業を除いた漁業(大臣許可漁業を除く。以下(その他の漁船漁業等という。))

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年7月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 静岡県くろまぐろ(小型魚) 漁船漁業等(8月から11月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

③ 漁獲可能期間

8月1日から同年11月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

3 静岡県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(12月から翌年の3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
ア 沿岸くろまぐろ漁業
イ その他の漁船漁業等
- ③ 漁獲可能期間
12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

4 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(4月から7月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
4月1日から同年7月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

5 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(8月から11月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

8月1日から同年11月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

6 静岡県くろまぐろ(小型魚)定置漁業(12月から翌年の3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 留保枠の設定及び取扱い

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の

漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2割を本県の留保枠とする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱いについて判断し、公表するものとする。

2 知事管理区分ごとの漁獲可能期間ごとの割当量の取扱いについて

知事管理区分ごとの漁獲可能期間ごとの採捕の数量が、当初定めた期間別の割当量（12月1日から翌年3月までの割当量は除く）に満たなかった場合には、残枠の全てを翌期間に繰越せるものとする。

また、採捕の数量が当初定めた期間別の割当量（12月1日から翌年3月までの割当量は除く）を超えた場合には、管理期間全体の枠を超えない限り、翌期間の割当量（4月から7月までの割当量を超えた場合であって8月から11月までの割当量が超過量に満たない場合には翌々管理期間の割当量）から超過分を差し引くものとする。

なお、前期間の繰り越し分等により当初の期間別の割当量を変更する場合には、公表するものとする。

3 その他

上記以外の配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

(1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請に基づき、くろまぐろの水揚があった日に、魚体サイズ(小型魚、大型魚)、採捕の種類(定置網、まき網、その他)及び採捕者の所属(組合員、組合員以外、県外)別に採捕数量を県に報告するものとする。

(2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合(以下「漁協」という。)、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の採捕量が原則として1日0.4トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。

(4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制(土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。)の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

(1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協(まき網漁業については静岡県旋網漁業者協会事務局(以下「県旋網事務局」という。))に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
------	------

定置漁業	・ 1日1か統当たり200キログラムを超える量の入網
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	・ 1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・ 1日1か統当たり200キログラムを超える量の採捕

- (2) (i)の報告を受けた漁協又は事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁協は、所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 ・ 採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施する。
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該漁協は、所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 ・ 採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施する。
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県旋網事務局は、所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 ・ 採捕者は、第2及び第3に定める数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数抑制及び操業場所の変更を実施する。

3 採捕者による野帳への記録について

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野帳に記録するものとする。

4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告に基づく措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に500キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、県旋網事務局に当該措置の実施を報告する。県旋網事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 静岡県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業等

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 静岡県くろまぐろ(大型魚)定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね8割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね2割を本県の留保枠とする。

留保枠の取扱いについては、採捕の停止命令が発出された以降、真にやむを得ない混獲により第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の数量を超える場合に備え、当面の間、本県が保持することを基本としながら、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつその他取扱について判断し、公表するものとする。

また、配分の変更については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、静岡海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 当日中に採捕の数量を把握するための緊急報告体制について

(1) 各産地市場及び種苗取扱業者は、県からの協力要請に基づき、くろまぐろの水揚げがあった日に、魚体サイズ(小型魚、大型魚)、採捕の種類(定置網、まき網、その他)及び採捕者の所属(組合員、組合員以外、県外)別に採捕数量を県に報告するものとする。

(2) 県は、(1)の報告を受けた翌日までに県内の数量を取りまとめ、各漁業協同組合(以下「漁協」という。)、静岡県漁業協同組合連合会、各産地市場、漁業団体等に報告するものとする。

また、本県は、本県全体の採捕量が原則として1日0.4トンを超えた場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(3) (2)の報告を受けた漁協及び漁業団体は、所属する組合員及び会員に対し、情報提供するものとする。

(4) (3)の報告を受けた組合員及び会員は、県内の採捕数量を踏まえて操業するものとする。

※ (1)及び(2)の報告体制(土日祝祭日及び年末年始の連絡体制を含む。)の詳細については別に定めるものとする。

※ 各漁協及び漁業団体は、(3)の情報提供体制を整備するものとする。

2 採捕者ごとの緊急報告体制と取り組むべき管理措置について

(1) 採捕者は以下の報告基準に基づき、速やかに所属する漁協(まき網漁業については県旋網事務局)に操業状況を報告するものとする。

漁業種類	報告基準
定置漁業	・1日1か統当たり200キログラムを超える量の入網
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	・1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	・1日1か統当たり200キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の報告を受けた漁協又は県旋網事務局及び(1)の報告を行った採捕者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は漁協又は県旋網事務局から当該報告を受けた際に、以下の緊急の

管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁協は、所属組合員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 ・採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて生存個体の放流を実施する。
一本釣り漁業、曳き縄漁業及びはえ縄漁業等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁協は、所属組合員及び本県に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 ・採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じてくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施する。
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・県旋網事務局は、所属会員及び本県に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 ・採捕者は、知事管理区分における配分数量の残枠を踏まえ、必要に応じて操業時間の変更、操業回数の抑制及び操業場所の変更を実施する。

3 採捕者による野帳への記録について

漁業者は、日頃からくろまぐろの採捕状況等について県が別に定める野帳に記録するものとする。

4 中型まき網漁業及び小型まき網漁業の管理について

まき網漁業は、漁法の特性として、一度に大量のくろまぐろが入網する可能性があるものの、これを放流することが困難であることから、法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告に基づく措置を講ずる以前より、①かつお、まぐろの操業が認められた期間であってもくろまぐろを目的とした操業は自粛するとともに、②ある船が1日に500キログラム以上のくろまぐろを混獲した場合には、全船で当該区域における翌日の操業を自粛する。併せて、まき網漁業者は、県旋網事務局に当該措置の実施を報告する。県旋網事務局は、当該措置の履行確認を実施して、県に報告する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。